

(平成21年2月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年12月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年12月まで

当初、昭和39年度（昭和39年4月から40年3月まで）の国民年金保険料については、妻と共に免除の申請をしていたが、後日、その期間については、妻が二人分をさかのぼってすべて納付した。

さかのぼって納付できることは、いつも集金に来ていたA町役場（現B町）の嘱託職員から教えられ、その嘱託職員等を通じて2回に分けて納付したと記憶している。

申立期間が申請免除期間のままとなっていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と比較的短期間であるとともに、申立人には、国民年金加入期間において未納期間は無く、一部期間については付加保険料を納付していることなど、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間を含む昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料をさかのぼって納付（追納）することとした経緯や納付方法等についての申立人夫婦の証言は詳細かつ具体的である上、B町役場への照会結果から、申立人夫婦が追納制度の説明を受けて追納を申し出たとする嘱託職員が、同町に勤務していたことが確認できる。

さらに、申立期間直後の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、社会保険庁の記録では、当初、申請免除期間とされていたものが、平成20年6月11日付けで納付済みと記録訂正されるなど、行政の納付記録管理事務に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

## 徳島国民年金 事案353

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年12月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年12月まで

当初、昭和39年度（昭和39年4月から40年3月まで）の国民年金保険料については、夫と共に免除の申請をしていたが、後日、その期間については、私が二人分をさかのぼってすべて納付した。

さかのぼって納付できることは、いつも集金に来ていたA町役場（現B町）の嘱託職員から教えられ、その嘱託職員等を通じて2回に分けて納付したと記憶している。

申立期間が申請免除期間のままとなっていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と比較的短期間であるとともに、申立人には、国民年金加入期間において未納期間は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることなど、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間を含む昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料をさかのぼって納付（追納）することとした経緯や納付方法等についての申立人夫婦の証言は詳細かつ具体的である上、B町役場への照会結果から、申立人夫婦が追納制度の説明を受けて追納を申し出たとする嘱託職員が、同町に勤務していたことが確認できる。

さらに、申立期間直後の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、社会保険庁の記録では、当初、申請免除期間とされていたものが、平成20年6月11日付けで納付済みと記録訂正されるなど、行政の納付記録管理事務に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から同年9月まで

昭和52年7月25日付けでA銀行B支店において申立期間の国民年金保険料を支払った。後日、領収書を確認したところ、申立期間の昭和52年7月から9月までの第2期の欄に領収印を押すところ、52年4月から6月までの第1期の欄に誤って領収印が押されていた。昭和52年4月から6月までについては、前住所地（C都）ですでに納付済みであり、申立期間について納付したのは確かであるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持するD市発行の昭和52年度国民年金保険料領収証書を見ると、申立期間直前の「第1期 昭和52年4月から6月」欄に52年7月25日付けのA銀行B支店の受領印が確認できるが、申立人が所持するC都E区発行の領収証書を見ると、申立どおり、当該期間に係る保険料が、F銀行G支店において52年5月19日付けで既に納付されていたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳等を確認した結果、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料が重複納付により還付された形跡は無いことから、申立どおり、52年7月25日付けでA銀行窓口において納付された保険料については、申立期間に係る国民年金保険料として収納されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島国民年金 事案355

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和37年3月ころ、私が国民年金に加入していないことに夫が気づき、A町役場（現B市）において、夫が私の国民年金の加入手続をした。加入した際に、未納となっていた国民年金保険料1年分を役場窓口において現金で一括納付した。

また、国民年金に加入後については、集金人を通じて、夫と2人分の国民年金保険料を3か月ごとに納付した。夫婦一緒に保険料を納付してきたので、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫も国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦の納付意識が高かったと考えられる。

また、申立人の未納保険料1年分をさかのぼって納付したとする申立人の夫の記憶は具体的かつ鮮明である上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し（国民年金への加入）は昭和39年6月以降に行われたと推定され、当該時点では、申立期間のうち、37年4月から39年3月までの保険料をさかのぼって過年度納付することは可能であることなど、未納保険料1年分をさかのぼって納付したとする申立人の主張に不自然さは無い。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間については、申立人は、未納となっていた国民年金保険料1年分を納付したと申し立てているとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された39年6月の時点では、当該期間の一部は時効により納付できない期間であり、

申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、60年4月から62年3月までの期間及び平成元年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から51年3月まで  
② 昭和60年4月から62年3月まで  
③ 平成元年4月から5年3月まで

国民年金については、両親が加入手続を行ってくれており、申立期間①に係る保険料についても、両親が納付してくれたはずである。

また、申立期間②及び③については、当時、経営していた鉄工所の収入が少なかったため、免除承認期間となっているはずである。免除申請手続について、はっきりとした記憶は無いが、申立期間前後の期間は申請免除期間として承認されており、収入に変化がなかったにもかかわらず、免除の申請をしたりしなかったりするという事は考えられない。

これらの期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親も既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、A市の保管する国民年金適用対象者カードには、昭和53年7月1日から59年7月1日までの期間に申立人に対して4度の加入勧奨等が行われた旨の記載が認められる上、申立人の国民年金手帳記号番号は59年10月16日に職権で払い出されていることが確認でき、当該時点では、

申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、申立人が申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料は無く、ほかに免除申請を行い、承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は計72月と長期間に上っており、6回にわたる免除承認行為が行政側のミスですべて記録されなかったとは考え難い上、申立人の妻も、申立期間について未納と記録されている。

さらに、A市が保管する年金相談の記録には、平成2年1月31日から3年9月17日までの期間に4度の納付勧奨等を行った旨の記載があることから、当時から当該期間は未納であったことがうかがわれる。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間②及び③の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案357

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から50年3月まで

昭和42年5月ころ、A市からB町に帰ってきた際に、父親が私と妻の国民年金への加入手続をして保険料も納付してくれていた。父親が昭和47年10月に死亡した後は母親が納付してくれていたと思う。現在の住所に転居した際に未納分を一括して支払い、その後は妻の分と併せて自分たちで納付したのに未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親又は母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする父親及び母親は既に死亡しており、申立人自身は当時、加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等が不明であり、申立人の父親又は母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期については、昭和51年4月以降であると推定され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料をさかのぼって納付することができない期間であり、当該時点以後において、特例納付により申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から50年3月まで

昭和42年5月ころ、結婚してA町へ転入した際に、義父が私と夫の国民年金への加入手続をして保険料も納付してくれていた。義父が昭和47年10月に死亡した後は義母が納付してくれていたと思う。現在の住所に転居した際に未納分を一括して支払い、その後は夫の分と併せて自分たちで納付したのに未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の義父又は義母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする義父及び義母は既に死亡しており、申立人自身は当時、加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等が不明であり、申立人の義父又は義母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期については、昭和51年4月以降であると推定され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料をさかのぼって納付することができない期間であり、当該時点以後において、特例納付により申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月1日から平成16年5月25日まで  
手取額からの推測ではあるが、少なくとも昭和62年4月から平成16年4月までの期間について、社会保険庁の記録上の申立期間に係る標準報酬月額が実際の報酬額よりも低いと思われるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金取引明細（昭和62年4月～平成16年5月）によると、申立事業所から申立人の銀行口座に振り込まれた給与額（いわゆる手取額）が、社会保険庁の記録上の標準報酬月額を大幅に超えている状況が認められる。

しかし、申立人が所持する平成9年12月分の給与明細書に計上されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び平成10年の給与支払報告書に計上されている社会保険料控除額に見合う標準報酬月額（試算）とも、社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致している。

また、申立期間のうち平成12年10月以降の期間については、12年11月の社会保険事務所の調査により、申立事業所では、届け出していた標準報酬月額が誤っていたことを認め、12年10月1日付けで正しい標準報酬月額に改めていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月から33年5月まで  
② 昭和33年7月から36年6月まで  
③ 昭和36年7月から39年3月まで  
④ 昭和39年4月から42年4月まで

①A事業所②B事業所③C事業所④D事業所に勤務していたのは事実である。給与の明細書などの資料は残っていないが、記録が漏れているのではないかと。当該期間に勤務していたのは事実であるので被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当時の同僚の証言から当該期間に申立事業所の作業現場で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の記憶する同僚から聴取しても、厚生年金保険料の控除に関する供述は得られない上、当該事業所には当時の人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

2 申立期間②については、申立期間①の時と同じ大工の棟梁に連れられて仕事をしていたと供述しているが、当該棟梁はすでに死亡している上、当時の同僚等についても特定することができず供述を得ることができない。

また、申立事業所では正社員以外の厚生年金保険料の控除は行っておらず、申立人についても保険料控除は行っていないとしている。

3 申立期間③については、以前とは別の親方に連れられてA県の橋の建設工事に携わったと供述しているが、親方の名前は記憶しておらず、申立事業所の当時の会計担当者に確認したが申立人のことは覚えていない

上、当時、請負の大工職人は厚生年金には加入していなかったとの証言があった。

- 4 申立期間④については、4人で組んで仕事を受けて、A県の工場事務所建設の現場で働いていたとの供述であるが、組んでいた同僚の名前を記憶しておらず、他に同現場で同時期に勤務していた者を特定することができないため、同僚等の供述を得ることができない。

また、申立事業所によると、申立人が在籍していた記録は無く、申立人に関しては厚生年金保険料の控除は行っていないとしている。

- 5 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 6 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。